

「人権擁護委員の日」

無料 人権なんでも相談所開設

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

相 談 案 内

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、
困りごとや心配ごとがありましたら、人権擁護委員にご相談
ください。

女性・子ども・高齢者の人権、部落差別（同和問題）、
家庭内（結婚、離婚、夫婦、親子、相続、扶養等）隣近所
とのもめごと等幅広い相談に応じます。



第16回はのぼの写真コンテスト
杵築人権擁護委員協議会長賞
「うしさん、ミルクたぐさんのんでね」東子ども園

むずかしい手続きも必要なく、相談は **無料** で秘密は固く守られます。
どの会場に相談に行かれてもよいです。

月 日	期	会 場	住 所
5月31日	金	きつき生涯学習館	杵築市杵築126-1
		山香中央公民館	杵築市山香町野原1010-2
		杵築市役所大田庁舎	杵築市大田石丸445
5月31日	金	みんなかん	国東市国見町伊美2300-2
		アストロにぎき小会議室	国東市国東町鶴川 160-2
		武蔵中央公民館	国東市武蔵町古市1107-1
		安岐総合支所	国東市安岐町中園100
5月31日	金	日出町中央公民館	日出町日出3891-2

午前10時から午後3時まで

★人権擁護委員は右の表のとおりです。気軽に相談ください。

★なお、大分地方法務局杵築支局において **毎週月～金曜日** は同支局の
職員、また **毎週木曜日** は人権擁護委員が相談に応じております。

主 催 杵築人権擁護委員協議会
大分地方法務局杵築支局
杵築市大字杵築685番地137
☎ 0978-62-2271
後 援 杵築市・国東市・日出町

人権相談電話
みんなの人権110番
0570-003-110

市町名	氏 名	住 所
杵築市	坂 本 しのぶ	大 内
	芝 尾 貴佐子	狩 宿
	池 永 路 子	南杵築
	山 本 淳 子	溝 井
	市 村 孝 徳	八 坂
杵築市 山香町	工 藤 まり子	片 野
	河 野 眞 徳	久木野尾
	都 甲 靖 子	下
杵築市 大田	工 藤 美 喜	広 瀬
	河 野 一 成	俣 水
国東市	田 邊 貴 子	沓 掛
	橋 本 素 子	浜
国東市	池 田 来 美	横 手
	中 井 成 美	富 来
国東町	一 丸 久 子	原
	館 博 隆	治郎丸
国東市 武蔵町	都 留 康 秀	丸小野
	時 枝 由 美	三井寺
	豊 田 富美子	糸 原
国東市 安岐町	小 俣 恵美子	成 久
	服 部 伴 夫	塩 屋
	中 野 淳 昭	下山口
国東市 国見町	藤 原 康 子	富 清
	伊 美 哲 二	野 田
	山 口 真喜子	小熊毛
日出町	藤 原 和 彌	竹田津
	宮 本 洋 二	藤 原
	西 村 正 巳	大 神
	藤 井 享 子	日 出
	河 野 健 二	川 崎
	石 川 伊知郎	豊 岡
日出町	中 野 洋 子	豊 岡
	滝 口 定 義	川 崎



杵築市からのお知らせ

人権に関する3つの法律(人権3法)について



いまだに残る差別を解消するため平成23(2016)年に3つの法律が施行されました。

① 障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に定められました。具体的には、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」を行うよう明文化するとともに法的義務を定めました。

※法律の一部改正により令和6(2024)年4月1日から、民間事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「法的義務」になりました。

★心豊かなまちづくり条例(通称)「杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」

杵築市では、この法律を踏まえ、障がいのある人を取り巻く状況の改善に杵築市全体で取り組み、障がいのある人もない人も、みんなで助け合い、いつまでも安心して暮らせるあたたかいまちづくりを実現するため、この条例を制定しました。

② ヘイトスピーチ解消法「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

この法律は、日本以外の国や地域の出身者への差別解消に理解を深め、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、人としての尊厳を傷つけたり差別的意識を生じさせたりすることなく、民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会の構築をめざしています。

③ 部落差別解消推進法「部落差別の解消の推進に関する法律」

部落差別問題は長年の取組により解消に向かってはいるものの、未だに身元調査や結婚差別等の許しがたい差別事象が起っています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネットへの差別的な書き込み等も発生しています。全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、改めて部落差別の解消の必要性について国民に理解を求めるとともに、人権教育・啓発活動を進め、相談体制の充実を図り、部落差別のない社会の実現をめざしています。

◎杵築市ではこの3つの法律の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、引き続き人権教育・啓発活動を進めます。

市民一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かな明るい社会を築きましょう。

☆各種相談ダイヤル等(一人で悩まず、相談してください。)

☆みんなの人権 110番(全国共通人権相談ダイヤル)

差別や虐待、パワーハラスメントなど様々な人権問題に関する相談ダイヤルです。

(最寄りの法務局・地方法務局につながります。)

電話 0570-003-110 (平日8時30分から17時15分まで)

☆子どもの人権 110番(全国共通フリーダイヤル)

いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談ダイヤルです。

電話 0120-007-110 (平日8時30分から17時15分まで)

☆女性の人権ホットライン(全国共通人権相談ダイヤル)

配偶者・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメントなど、女性の人権問題に関する専用相談ダイヤルです。(最寄りの法務局・地方法務局につながります。)

電話 0570-070-810 (平日8時30分から17時15分まで)

☆杵築市隣保館

「家庭内の問題や生活で抱えるいろいろな悩みや不安」「他人からの言葉に傷つけられている」など、どこに相談していいかわからないことについて、一人で悩まず相談してください。

隣保館でできないことは、関係の行政窓口や施設等へ紹介を行います。

電話 0978-62-4799 (平日8時30分から17時まで)